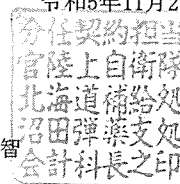


公 告

公告 第 83 号
令和5年11月27日



分任契約担当
陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処
会計科長 小泉 智

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
3MF91BK00830		3MFG1A10021 0001					
品名 または 件名							
沼田分屯地樹木伐採役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
沼田弾薬支処				沼田弾薬支処 営繕班			
搬入場所				納期または工期			
				令和6年3月29日(金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊沼田弾薬支処会計科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和5年12月14日(木) 10時00分 沼田分屯地自主運営室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙及び付紙のとおり

1 競争参加する者に必要な事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する物品等の契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 全省庁統一資格申請において「役務の提供」の「D」以上の格付けを有する者で、北海道地域に競争参加資格を有する者

(6) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

(7) 入札及び契約心得を遵守しているもの。

2 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免除 但し、落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除（但し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

3 入札の無効

(1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札に関する条項に違反した入札

(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

(4) 電話・FAXによる入札

(5) その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札心得に記載されている「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合の入札

4 契約書の作成

落札者は落札決定後、関係法令に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付する。

5 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載すること。(消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)

6 その他

- (1) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項については、北海道補給処ホームページの契約及び入札心得にて確認すること。

(4) 郵便入札

ア コロナウイルス感染防止のため郵便による入札を推奨する。

イ 入札書は令和5年12月13日(水)17時必着とし、その際、封筒に「沼田分屯地樹木伐採役務入札書在中」と付記書きし、別に資格審査結果通知書(写)も同封すること。

(5) 再度入札

ア 入札時間に遅れた入札は、初度の入札には参加できないが、再度の入札には参加できる。再度入札があった場合は、郵便による入札者がいない場合、直ちに行うものとする。

イ 郵便による入札があった場合には、令和5年12月18日(月)14時に沼田弾薬支処2階会議室にて執行する。

ウ 郵便による入札書は、令和5年12月18日(月)12時必着とする。

(6) 入札に関する事項の問合せ先

ア 入札及び契約に関する事項

陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処会計科(担当:小枝) 電話 0164-35-1910(内線:250)

イ 仕様に関する事項

陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処総務科當繕班(担当:武知) 電話 0164-35-1910(内線:233)

(7) 掲示場所:旭川・滝川・留萌の各駐屯地会計隊 旭川・滝川の各商工会議所・沼田町商工会

(8) 掲示期間:令和5年11月27日(月)~令和5年12月14日(木)

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係にある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - イ 一方の会社役員が、地方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により先任された管財人を兼ねている場合。
 - ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係は人的関係があると認められる場合。

特記仕様書

仕様書番号	沼田総営2023-07
作成年月日	令和5年11月10日
作成部隊名	陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処

- 1 役 務 名 : 沼田分屯地樹木伐採役務
- 2 役務場所 : 北海道雨竜郡沼田町字沼田1142番1 陸上自衛隊旭川駐屯地沼田分屯地
- 3 工 期 : 令和6年3月29日
- 4 役務概要 : 支障木の伐採及び運搬、廃棄処分 73本(槐:72本、白樺:1本)
- 5 共通事項

(1) 一般事項

本仕様書及び図面によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築保全業務共通仕様書及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、その他関係法令に基づき施工する。

(2) 疑義に対する協議等

本仕様書等の内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で不都合が生じた場合は、監督官と協議する。

(3) 軽微な変更

疑義に対する協議の結果、施工の変更や数量の増減等の軽微な変更は監督官の指示に従う。この場合の請負金額及び工期の変更はしない。

(4) 役務の写真

各工程ごとに着工前・施工中・完了に区分して撮影する。また、完了後隠ぺいとなる箇所及び監督官の指示する箇所を撮影する。

(5) 発生材の処理等

発生材の処理は関係法令等に従い、請負者が適切に行う。引渡しを要する発生材は、監督官の指示する場所に保管する。

(6) 電気・水道

本役務に必要な電気・水道は、請負者の負担とする。発注者の電気・水道を使用する場合は、使用に関する契約を別途締結する。

(7) 現場管理

役務現場及び許可された場所以外の立ち入りは厳禁とする。

(8) 工事の書類

監督官の指示により、速やかに提出する。

(9) 補償

本役務の実施が原因となって発注者側に損害を与えた場合は、請負者の責任として補償する。

6 特記事項

(1) 樹木伐採要領

伐採幹高は、地盤面から1mを基準として切り揃えることとする。なお、積雪等により切り揃えが困難な場合は監督官と協議する。

(2) 役務後に発生する樹木の処置

施工後に発生した樹木は、関係法令に基づき適切に運搬、処分する。

(3) 樹木伐採場所及び数量等

伐採場所及び数量等は詳細図のとおり。

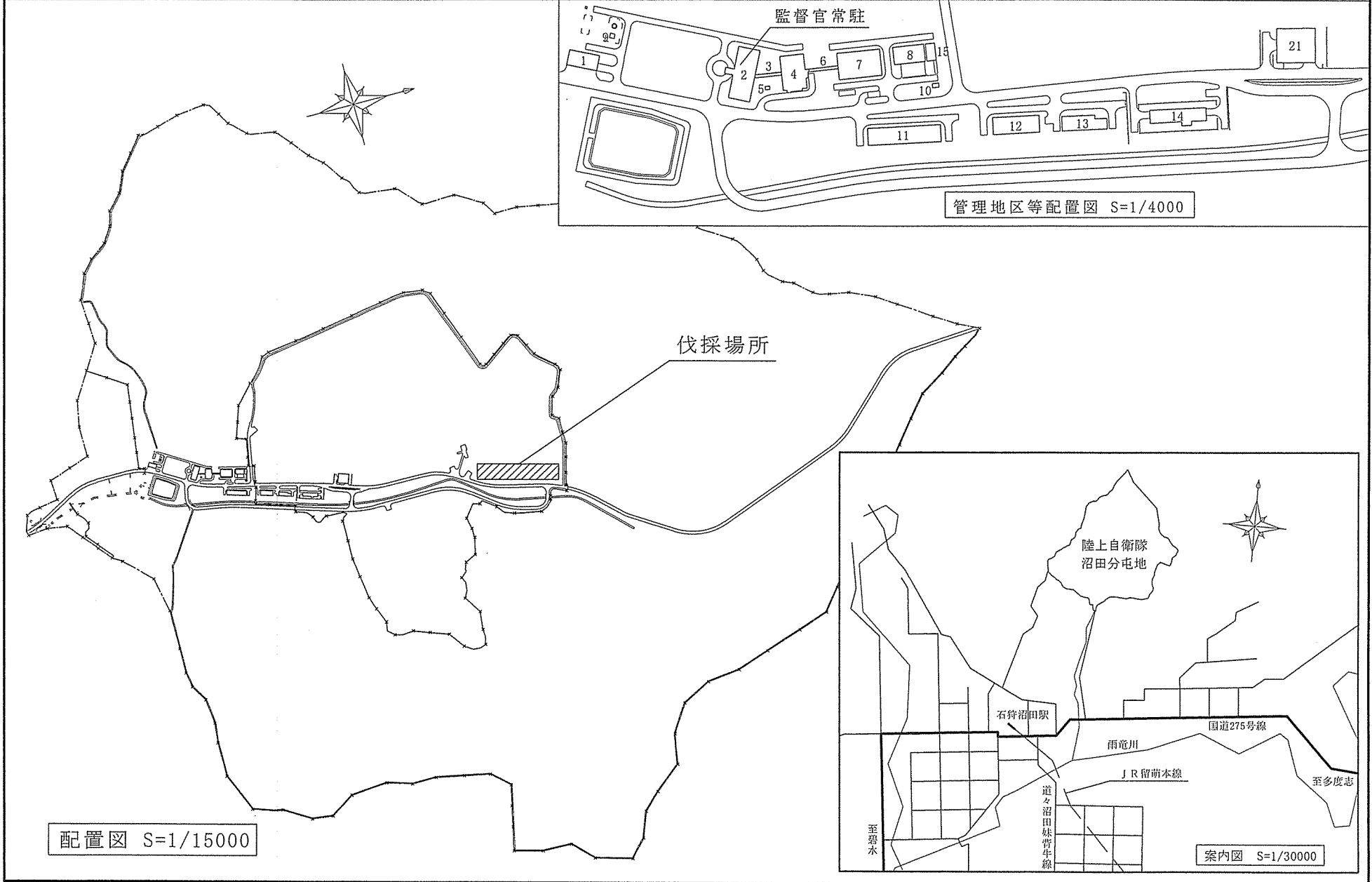
(4) 伐採場所の周辺環境

伐採場所は傾斜地になっており、また、周辺には低圧架空線及び光ケーブルが敷設されているため、安全管理に努めるとともに、断線等の事故防止に万全を期す。

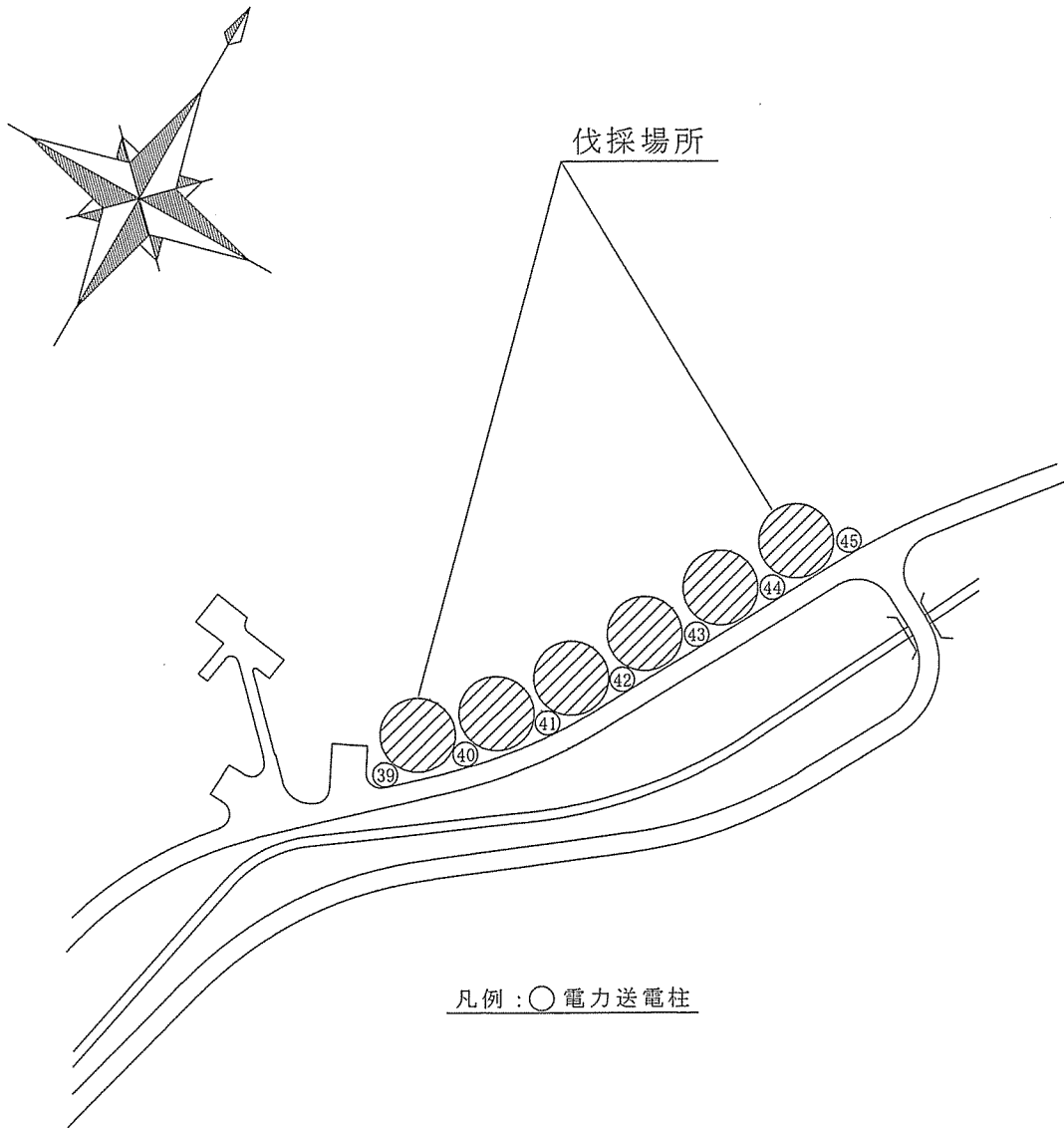
(5) その他

冬期の伐採作業となることから、気象状況等に留意し施工にあたることとする。

駐(分)屯地 地名	陸上自衛隊沼田分屯地	図面	沼田分屯地樹木伐採役務 案内図・配置図	建物番号	作成年月日	縮尺	図面番号
					5.11.10	図示	及び番号



駐(分)屯 地名	陸上自衛隊沼田分屯地	図面	沼田分屯地樹木伐採役務 詳細図	建物番号	作成年月日	縮尺	図面番号 及び番号
					5.11.10	図示	



凡例：○電力送電柱

伐採区域	樹木種類	直径×高さ	伐採数量
39～40号柱	槐	40 c m 超×20m	3 本
	槐	20 c m 未満×15m	7 本
40～41号柱	槐	40 c m 超×20m	1 本
	槐	20～40 c m×15m	1 6 本
41～42号柱	槐	40 c m 超×20m	6 本
	槐	20～40 c m×15m	4 本
	槐	20 c m 未満×15m	1 本
42～43号柱	槐	40 c m 超×20m	5 本
	槐	20～40 c m×15m	5 本
43～44号柱	槐	40 c m 超×20m	1 1 本
	槐	20～40 c m×15m	8 本
	槐	20 c m 未満×15m	1 本
44～45号柱	槐	40 c m 超×20m	1 本
	槐	20～40 c m×15m	2 本
	槐	20 c m 未満×15m	1 本
	白樺	20～40 c m×15m	1 本
合 計			7 3 本